

市街地開発事業等をご計画されているお客さまへ

- 従来、基本的に供給申込者の全額費用負担となっていた電線共同溝方式によらない無電柱化を行う場合（電線共同溝方式によらず、要請者負担方式や自治体管路方式等による無電柱化を行う方法）においても、電線共同溝方式と同様に、地上機器や電線等について、一般送配電事業者が費用負担することとなりました。
- 市街地開発事業等において、「電線共同溝方式によらない無電柱化」の実施を予定し、地上機器や電線等について一般送配電事業者の費用負担を求める供給申込者（主に市街地開発事業の施行者又は施行予定者。その他これらに類する事業においては、開発許可申請者を想定しております。）においては、予め、各一般送配電事業者への申請手続（許認可証等の写しの提出等）が必要となります。詳細は以下の資源エネルギー庁ＨＰ「3. 一般送配電事業者への申請手続について」をご参照お願い致します。

[⇒資源エネルギー庁の関連ページはこちら](#)



関西電力送配電の受付窓口（HPリンク）【お早めにご相談ください】

[⇒専用問い合わせフォーム 市街地開発事業等における無電柱化に関するお手続き](#)



[⇒配電営業所一覧](#)



対象事業

都市計画法 第四条第七項 に規定する市街地開発事業、その他これらに類する事業は、以下の事業を指します。

□都市計画法 第四条第七項 に規定する市街地開発事業（第十二条第一項各号）

1. 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による**土地区画整理事業**
2. 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による**新住宅市街地開発事業**
3. 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による**工業団地造成事業**
4. 都市再開発法による**市街地再開発事業**
5. 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による**新都市基盤整備事業**
6. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による**住宅街区整備事業**
7. 密集市街地整備法による**防災街区整備事業**

□その他類する事業（例）

- 都市再生整備計画事業
- 住宅市街地総合整備事業
- 市道等として道路を引き取る民間開発事業（宅地開発等）
- 道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者が行う工事

無電柱化の目的

『安全・円滑な交通の確保』、『良好な景観の形成』等を目的に、無電柱化は推進されています。

安全・円滑な交通の確保

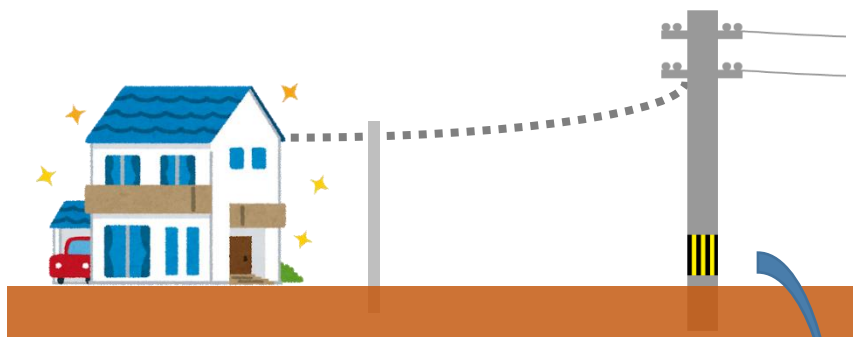


都市景観の向上

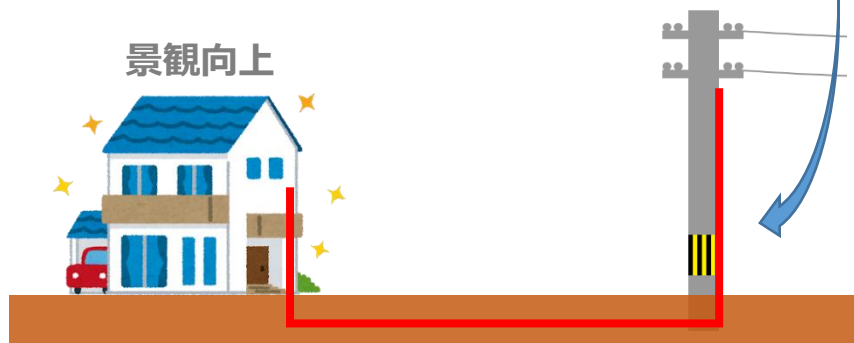


- 戸建て・再エネ供給時にも、地中線供給の選択が可能です。
- 地中線供給は、お申込者さまに架空線供給との差額コストをご負担いただくことや、電力供給までの調整期間を長く頂戴することになりますが、技術的困難箇所を除き、地中線供給のニーズに最大限お応えいたします。是非、ご検討ください。

架空線供給（標準）



地中線供給（選択可）



地中線供給により期待出来る効果

自然災害等に強い

